

プラットフォームサービスに関する研究会

健全なソーシャルメディア利用環境整備に向けた
今後の取組・対策方針について

2020年7月

一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）

1. 組織概要

- 一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（略称：SMAJ）は、本年4月、SNS等に関する様々な課題への対応を強化するため、関連事業者により設立された団体
- SNS起因の児童被害防止を企図して3年前に発足した、青少年ネット利用環境整備協議会を前身とする

役員	所属・氏名
代表理事	東京大学大学院法学政治学研究科 教授 穴戸常寿
代表理事	京都大学大学院法学研究科教授 曾我部真裕
専務理事	LINE株式会社 執行役員 江口清貴
常務理事	Facebook Japan株式会社 執行役員 小堀恭志
理事	虎ノ門南法律事務所 弁護士 上沼紫野
理事	慶応義塾大学法学部 教授 亀井源太郎
理事	英知法律事務所 弁護士 森亮二
理事	中央大学文学部 教授 安野智子
理事	Twitter Japan株式会社 公共政策本部長 服部聡
理事	ByteDance株式会社 執行役員 山口琢也
監事	総合研究奨励会 理事 堀雅文
顧問	明治大学名誉教授 新美育文
顧問	一橋大学名誉教授 堀部政男

会員企業	
(正会員A)	
ByteDance株式会社	Twitter Japan株式会社
Facebook Japan株式会社	LINE株式会社
(正会員B)	
株式会社アップランド	株式会社ミクシィ
グリー株式会社	株式会社ミラティブ
ココネ株式会社	モイ株式会社
株式会社サイバーエージェント	株式会社ユードー
合同会社スタープリンス	Social Town
株式会社ディー・エヌ・エー	株式会社Bob
株式会社ナナムウエ	(計17社)

2. 緊急声明と特別委員会の設置について

- 今般報道されているような痛ましい事態を受けて、5月26日、「ソーシャルメディア上の名誉毀損や侮辱等を意図したコンテンツの投稿行為等に対する緊急声明」を发出
- 利用者の表現の自由や通信の秘密の保護等を最大限尊重しつつ、下記の項目をベースに、必要かつ効果的な取組を実施することを確認
 - 禁止事項の明示と措置の徹底
 - 取組の透明性向上
 - 健全なソーシャルメディア利用に向けた啓発
 - 啓発コンテンツの掲載
 - 捜査機関への協力およびプロバイダ責任制限法への対応
 - 政府・関係団体との連携
- 同時に、今後さらなる対策を検討するため、SMAJ全理事をメンバーとした特別委員会の設置を表明
- 5月29日、第1回特別委員会開催。委員長に曾我部代表理事（有識者）、副委員長に江口専務理事（事業者）が選任
- 上記声明に則して、青少年のみならず大人も含めた健全なソーシャルメディアの利用に向けた啓発など、あらゆる可能性について具体的な検討を実施中

SNS事業者団体が緊急声明“禁止事項の違反利用停止など徹底”

2020年5月26日 18時57分 IT・ネット

民放の番組に出演し、3日前に死亡したプロレスラーの女性を非難する投稿がSNS上でされていたことをを受けて、SNSの事業者でつくる団体が緊急声明を発表しました。嫌がらせや名誉毀損などの禁止事項の啓発を実施し、違反があった場合のサービスの利用停止などを徹底するとしています。

緊急声明を発表したのは、ツイッターやフェイスブック、LINEなどのSNS事業者が先月設立した「ソーシャルメディア利用環境整備機構」です。

声明では、表現の自由や通信の秘密を最大限尊重しつつ、SNSを通じたひぼう中傷などを防ぐさらなる対策を検討するため、特別委員会を設置するとしています。

(出所：NHKウェブサイト・5月26日配信)

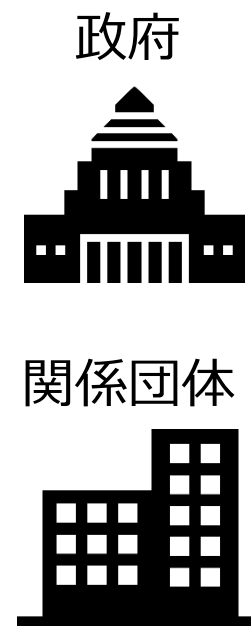
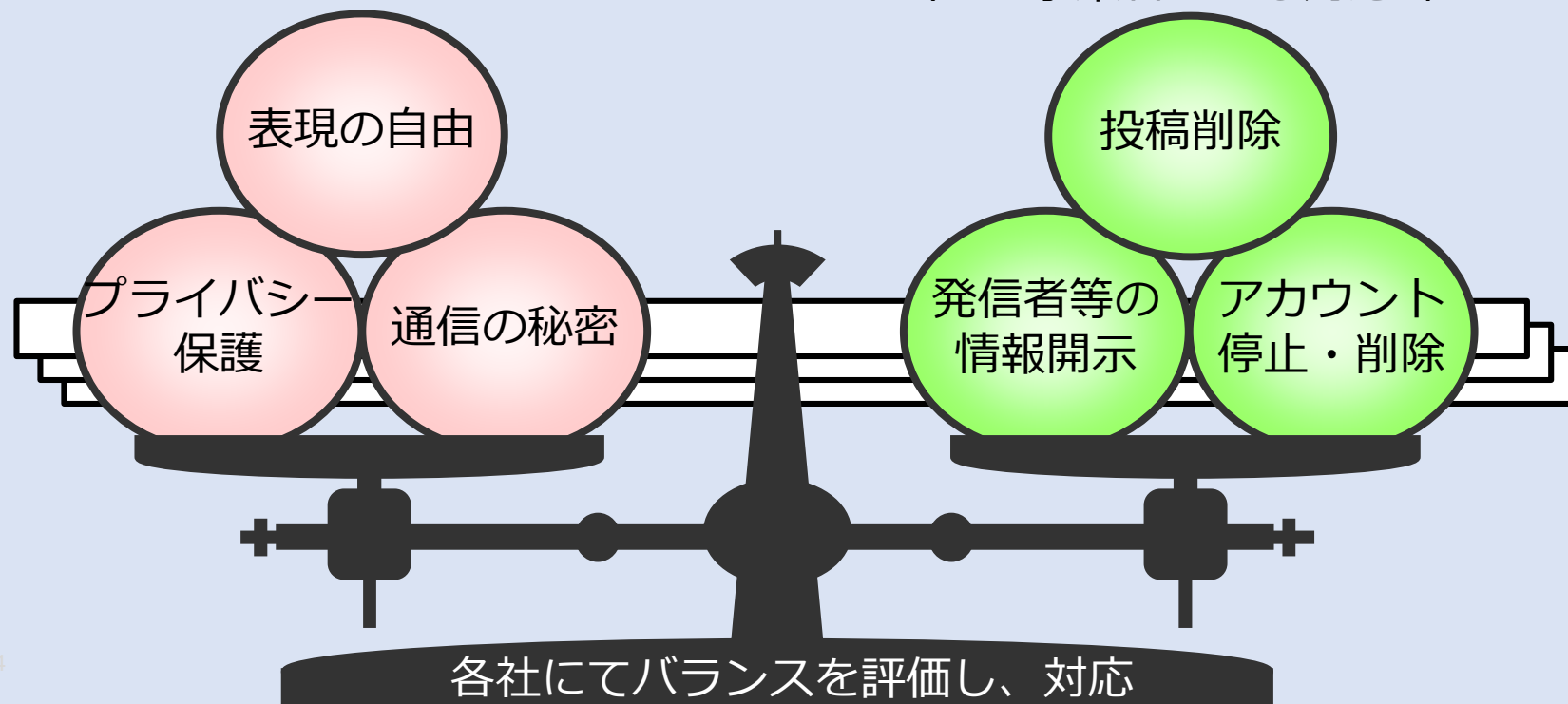
3. 取組・検討に向けて考慮すべき事項

- ソーシャルメディア利用者の表現の自由や通信の秘密の保護等を最大限尊重・留意した上で、健全なソーシャルメディア利用環境整備に向けた取組の検討・実施を推し進める
- 「サービス面での対策」、「普及・啓発」、「協働（政府・関係団体との連携）」を組み合わせて対策を実施していく

<SMAJ>

<尊重すべきユーザーの権利>

<SNS事業者による対応*>



* 被害者の権利に配慮した対応

4. 権利侵害情報への対応指針

- 従来行ってきた加害者になることを未然に防ぐ対策（権利侵害の予防）の徹底・強化に加え、被害者を救済する対策（権利侵害への対処）に、透明性とスピード感をもって取り組んでいく

■ 徹底・強化する対策

加害者になることを未然に防ぐ対策
(権利侵害を予防)

【サービス面の対策】

- 禁止事項の明示・禁止事項に該当する行為への措置（投稿の削除、サービスの利用停止など）の徹底

【普及・啓発】

- 青少年のみならず大人も含めた、情報モラル向上を図る教育及び啓発活動の実施強化

■ 今後新たに実施する対策

被害者を救済する対策
(権利侵害への対処)

【普及・啓発】

- 権利侵害情報に関して、削除依頼等できることを普及・啓発（SNSの活用）

【協働】

- 総務省「発信者情報開示の在り方に関する研究会」等における検討に協力する

参考) 権利侵害情報に対する各社の対応ポリシー

- 個人に対する名誉毀損や侮辱等を意図したコンテンツの投稿などの禁止事項に対して、各SNSサービスの対応ポリシーは以下の通り

(理事企業)

	Facebook	Twitter	LINE	TikTok
対応ポリシー*	https://www.facebook.com/communitystandards/ https://help.instagram.com/477434105621119	https://help.twitter.com/ja/rules-and-policies/twitter-rules	https://terms.line.me/line_terms/?lang=ja	https://www.tiktok.com/community-guidelines?lang=ja 等
規約違反 又は 禁止事項 への対応	コミュニティ規定では、Facebook上とInstagram上で許可されているものと許可されていないものを定めており、違反しているコンテンツを認識した場合は削除	Twitterルールに違反したツイートの削除要請や表示制限、アカウントのロックや永久凍結などの強制的対応を違反内容に応じて実施	コンテンツのテイクダウン、アカウントの一時的または恒久的な停止	コミュニティガイドラインに基づき、違反する動画、コメント、アカウントに対し削除、表示の抑制、または一部機能の制限等を実施
ユーザ情報の開示基準 (プロ責法等による対応)	Facebookサービスのデータポリシーにおいて法律により求められていると誠実に判断した場合、法的要請に応じて対応	確定した裁判所の命令に基づき開示	プロ責法及びガイドラインに従って判断	権利侵害の明白性や、ユーザーの権利（通信の秘密等）保護の必要性等を総合考慮して、開示の是非を判断

* 各社とも特定の個人に対する名誉毀損や侮辱等を意図したコンテンツの投稿等を禁止事項として明記

参考) 被害者を救済するための普及・啓発

■ 体制案：

(関係省庁) × ソーシャルメディア利用環境整備機構 (SMAJ)

■ 内容案：

- ・ サービス (SNS等) 内のユーザー保護機能 (ブロック・通報等) の活用促進
 - ・ 削除依頼等に関する認知促進
 - ・ 相談窓口の認知促進 等
- ※ (関係省庁) + SMAJ共同で啓発コンテンツ (Webページ) を作成

■ 普及案：

- ・ 啓発コンテンツをSMAJの参加企業 (全17社) が運営するサービス (SNS等) からのリンク、および運営するSNS公式アカウント等にて一斉に拡散
- ・ その後、啓発コンテンツを参加企業が各サービス (SNS等) に合わせてカスタマイズしたバージョンを作成して、各サービスに掲載することも予定



(啓発コンテンツのイメージ ※現在作成中)

参考) 青少年によるSNS等の利用に係る保護者等の判断を助ける情報発信

【ソーシャルメディア利用環境整備機構HP】

- 2020年3月、前身の青少年ネット利用環境整備協議会のHPにて、参加事業者が運営するサービスの情報提供を開始
- 2020年6月、SMAJのHP開設に伴い、コンテンツを移設し、継続して情報を発信
- 安心ネットづくり促進協議会と連携し、サービスの情報を活用した保護者の関与を促進する普及・啓発を進める

各サービスのアイコンを表示し、アイコンをクリックすると各サービスの情報が表示される



<https://smaj.or.jp/>